

3月4日の本会議において産業経済常任委員会に付託を受けました、議案第11号及び議案第12号の2議案について、3月16日に開催した委員会の審査結果を報告します。

主な質疑は次のとおりです。

議案第11号「湖南省都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」では、改正内容について質疑があり、近年の災害激甚化対策として国の都市計画法施行令の一部改正に伴い、市街化調整区域において特例的に開発が認められる土地の区域から、災害危険区域等を除外するものです。なお、安全性が確保される場合は審査のうえ一部許可されることもあります。また、市内全域において、災害レッドゾーンでは自己用住宅を除き開発が原則禁止となります。災害イエローゾーンは土砂災害警戒区域で浸水想定深3m超えの区域で条件付きの許可となります、と答弁があり、また、災害レッドゾーン内の住宅についての対応と市民への周知方法についての質疑に対して、市街化調整区域の災害レッドゾーン内の住宅は区域外への移転特例を創設、また、市民・所有者への周知については広報やホームページなどで丁寧な説明に努めると答弁がありました。

議案第12号「湖南省水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」では、質疑はありませんでした。

議案第11号および議案第12号議案では討論はなく、採決の結果、議案第11号および議案第12号は、いずれも全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。